

監査結果に係る措置通知書

健康福祉局	
監査結果 (指摘事項)	改善措置
<p>(1) 不適切な随意契約について</p> <p>予定価格が 100 万円を超える委託契約については、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号から第 9 号までに定める要件に該当しない限り、随意契約によることはできないものである。</p> <p>ところが、健康政策課においては、予定価格が 100 万円を超える市民健診ポスターの市営地下鉄広告掲出業務委託契約について、同施行令に定める要件に該当しないにもかかわらず随意契約を行っていた。</p> <p>契約の締結に当たっては、関係法令等に則り、適正に処理する必要がある。</p>	<p>再発防止のために課内研修を実施し、委託契約の締結に当たっては、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に定める金額を超えるときは、同項第 2 号から第 9 号までに定める要件に該当しない限り随意契約によることはできない旨周知徹底した。</p> <p>また、局内の適正な事務処理を図るため、随意契約に係る起案書に添付する「随意契約チェックシート」について、予定価格の入力により、随意契約の可否を自動的にチェックできる等の見直しを行うとともに、随意契約締結時の事務取扱について、関係法令等を再確認するよう局内へ通知し、さらに局内課長会においても周知徹底した。</p> <p>なお、平成 30 年度の市民健診ポスターの市営地下鉄広告掲出業務委託については、関係法令等の規定に則り、指名競争入札により契約を締結した。</p> <p>課内研修実施日 平成 30 年 9 月 3 日</p> <p>局内通知日 平成 30 年 10 月 5 日</p> <p>局内課長会開催日 平成 30 年 10 月 30 日</p>